

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年1月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500385号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500063号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年2月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年2月から平成16年8月までの標準報酬月額を26万円から34万円とし、同年9月から平成18年8月までの標準報酬月額を28万円から34万円とする。

平成15年2月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年2月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年2月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

平成15年2月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年2月1日から平成18年9月1日まで

ねんきん定期便に記載されている請求期間の標準報酬月額及び保険料納付額の記録が、給与支払明細書に記載されている給与額及び厚生年金保険料控除額より低い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳(以下「給与支払明細書等」という。)により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業

主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額又は当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、請求者の給与支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか、また、厚生年金保険料を納付したかはいずれも不明と回答しているが、給与支払明細書等により確認できる本来の報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 給与支払明細書等及び日本年金機構の回答によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給与支払明細書等により確認できる給与額及び日本年金機構の回答から 36 万円とすることが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500199号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500062号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年8月1日から令和4年2月1日まで  
請求期間当時はA社に勤務していた。訴訟で和解したことにより、未払いであった時間外手当が同社から支払われたので、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された第7回弁論準備手続調書(和解)(期日:令和6年12月23日)(和解金計算表を含む。以下「和解調書」という。)によると、同社は請求者に対し解決金(未払時間外手当を含む。)を支払う義務があると認められ、それに伴い、同社から請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が年金事務所に提出され(受付:令和7年1月22日)、令和3年8月から令和4年7月までの標準報酬月額は36万円から59万円、同年8月から令和5年7月までの標準報酬月額は36万円から65万円に改定されたが、そのうち請求期間(令和3年8月から令和4年1月まで)については、厚生年金保険法第75条本文の規定(保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。)により、保険給付の計算の基礎とならない記録(標準報酬月額36万円の記録を除く。)となっている。

一方、和解調書には、請求期間を含む期間の未払時間外手当から、各当事者負担分の差額厚生年金保険料(改定前の標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料と、改定後の標準報酬月額59万円又は65万円に見合う厚生年金保険料との差額)、追納所得税額等を控除した額に調整金を加算した額が、解決金として記載されており、請求者は、当該解決金が和解成立後、A社から支払われた旨陳述している。

しかしながら、厚生年金保険法第92条第1項によると、厚生年金保険料を徴収する権利は時効により2年で消滅する旨規定されているところ、A社から提出された訴状(原告は請求者、被告はA社)の日付は令和6年3月19日であり、当該訴訟提起の時点で請求期間から2年経

過しているため、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項の規定に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があることに加え、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に控除されていることが前提であるが、A社は、和解が成立し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に支払う解決金から差額厚生年金保険料相当額を控除しており、当該控除は厚生年金特例法の対象とならないことから、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。